

令和6年4月26日
環境保全農業課

ふくしま有機農業ひとづくり強化支援事業
公募型プロポーザルに係る回答書

質問項目	質問内容	回答内容
募集要領 2 業務概要・仕様 (3) 業務内容・仕様 全体	○旅行業取扱はツアーするにあたって必須となりますでしょうか。	○旅行業法上の取扱について、国土交通省の通達（観産第173号(平成29年7月28日)）にあるように、今回の業務は、自治体が企画・運営に関与し営利性がない事業ではありますが、安全及び旅行目的の確保の観点から旅行業取扱の資格を有することが望ましいと考えています。
全体	○ツアーの開催にあたっては、旅行業取扱を持っていない場合、バス会社様などを再委託先兼実施主体とすることは可能か(その場合、具体的な社名を示す必要があるか)。	○再委託は可能です。企画書の具体的社名の記載は不要ですが想定業者があれば記載してください。
イ(エ)	○例として記載のある有機農業実践圃場の「有機農業」の定義はエコファーマー、特別栽培農産物、有機JAS農産物など範囲はございますでしょうか。	○有機JAS認証取得とします。
イ(エ)	○例として県からの就農情報提供とありますが、県職員はツアー中バスに同乗をする想定でしょうか。	○県からの情報提供は、交流会会場や会議室等で行う想定です。
イ(カ)	○集合場所ですが、東京駅集合とし、東京駅発着のバスツアーでも問題はございませんでしょうか。	○可能と考えます。

<p>イ（カ）</p>	<p>○集合場所までの交通費は参加者負担とする、とありますが、集合場所は県内を想定しますか？または、首都圏を想定しますか？</p>	<p>○予算や集客性等を検討していただいたうえで、集合場所を県内とするか、首都圏とするか検討いただきご提案ください。県内であれば、新幹線駅の福島駅、郡山駅、新白河駅が候補になると考えています。</p>
<p>ウ（ア）</p>	<p>○参加者は成人の首都圏等県外在中者とする記載がありますが、子連れでの参加の場合、子供は人数のカウントとなりますでしょうか。また、その場合施設利用費等も事業費で負担して問題ございませんでしょうか。</p>	<p>○今回のツアーは、就農促進を目的としており、就農希望者本人の参加を想定していることから、子連れでの参加は認めないこととします。</p>